

クレーンに関する安全衛生教育(再教育)の実施について

以前は「無資格に起因する事故」が多く発生しておりましたが、近年は法令順守の意識の浸透により、このような事故は減少しております。しかしながら、いまだに労働災害により多くの尊い命が失われている状況にあります。災害の未然防止に向けた基本作業等の再教育のための安全衛生教育の実施がこれまで以上に重要視されております。

この安全衛生教育は、労働安全衛生法第60条2に、「事業者は、危険又は有害な業務に就いているものに対し、その従事する業務に関する安全又は衛生の教育を行うように努めなければならない。」と規定されております。その詳細につきましては、平成元年5月22日に、厚生労働省から公示された全衛生教育指針公示第1号と通達基発第247号に定められております。

- ・危険又は有害な業務とは、従事するにあたり、免許・技能講習・特別教育が必要な業務
- ・技術革新の進展に対応して、従事者に対し一定期間毎に安全衛生教育を実施すること
- ・「一定期間」については、最近の技術革新の進展等を勘案して当面5年とする

技術は日々進化しており、新たな技術等に対する安全衛生教育の実施は、労働災害の未然防止を推進する上で必要不可欠となっております。この安全衛生教育は事業者が実施するものですが、当協会のような安全衛生団体に委託しての実施も可能とされております。教育内容には細かい規定がありますし、何故かしら会社のトップが行うより外部の講師が行うことのほうが、従事者の意識向上に効果的だというご意見も頂戴いたしております。

当協会では、移動式クレーン運転士や玉掛業務従事者に対する安全衛生教育を定期的の実施しておりますので、労働災害の未然防止に向け、計画的に受講されることをお勧めいたします。また、当協会は、災害を起こした方に対する再教育の場として、行政から指定された実績もございますし、労働局へ登録を行っている登録教習機関ですので、安心して受講いただきたいと思います。

(当支部で定期的の実施している安全衛生教育等)

- ・玉掛業務従事者安全衛生教育
- ・移動式クレーン運転士安全衛生教育
- ・クレーン(天井クレーン)運転士安全衛生教育

移動式クレーン運転士安全衛生教育につきましては、一般社団法人日本クレーン協会東北支部の修了証に加え、特定元方事業者(元請)が設置・運営する協議組織である「クレーン安全協議会」の受講済証も同時に取得することができます。この受講済証を携帯していないと、作業場への立ち入りを制限される可能性もございますので、是非、受講していただきますようお願いいたします。

また、一定程度の受講生を確保いただける場合は、出張による講習を実施いたしますので、是非、ご要請いただきますようお願いいたします。

詳細は、当支部のホームページ(下記URL)をご覧ください。



一般社団法人 日本クレーン協会 東北支部

〒980-0014 仙台市青葉区本町2-10-33

第二日本オフィスビル705号

TEL : 022-263-3307 FAX : 022-796-5211

URL : <https://www.crane-tohoku.com/>